

厚生環境常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(142) ー略ー	(1)～(142) ー略ー
(143) 大麻草の <u>大麻草採</u> 7,000円 栽培の規制に関 <u>取栽培者</u> する法律（昭和 <u>免許申請</u> 23年法律第124 <u>手数料</u> 号）第5条第1 項の規定に基づ く <u>大麻草採取裁</u> <u>培者免許の申請</u> に対する審査	(143) 大麻草の <u>第一種大</u> 21,600円 栽培の規制に関 <u>麻草採取</u> する法律（昭和 <u>栽培者免</u> 23年法律第124 <u>許申請手</u> 号）第5条第1 <u>数料</u> 項の規定に基づ く <u>第一種大麻草</u> <u>採取栽培者免許</u> <u>の申請に対する</u> 審査
(144) 大麻草の <u>大麻草採</u> 3,500円 栽培の規制に関 <u>取栽培者</u> する法律第6条 <u>登録変更</u> 第3項の規定に <u>手数料</u> 基づく <u>大麻草採</u> <u>取栽培者の登録</u> 事項の変更	(144) 大麻草の <u>第一種大</u> 3,500円 栽培の規制に関 <u>麻草採取</u> する法律第6条 <u>栽培者登</u> 第3項の規定に <u>録変更手</u> 基づく <u>第一種大</u> <u>数料</u> <u>麻草採取栽培者</u> <u>の登録事項の変</u> 更
(145) 大麻草の <u>大麻草採</u> 3,500円 栽培の規制に関 <u>取栽培者</u> する法律第7条 <u>免許証再</u> 第3項の規定に <u>交付手数</u> 基づく <u>大麻草採料</u> <u>取栽培者免許証</u> <u>の再交付</u>	(145) 大麻草の <u>第一種大</u> 3,500円 栽培の規制に関 <u>麻草採取</u> する法律第7条 <u>栽培者免</u> 第3項の規定に <u>許証再交</u> 基づく <u>第一種大</u> <u>付手数料</u> <u>麻草採取栽培者</u> <u>免許証の再交付</u>